

秦野養護学校ハラスメント防止規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、ハラスメントの防止のための措置、およびハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切な対応をするための措置に関し、必要な事項を定めることにより、教育上、就学上、および労働上の公正の確保ならびに児童生徒および教職員の利益の確保を図る事を目的とする。

(定義)

第2条 「ハラスメント」とは、教職員が他の教職員、児童生徒もしくは関係者に不利益や不快を与える人権侵害の言動、または児童生徒もしくは関係者が他の児童生徒もしくは教職員に不利益や不快を与える人権侵害の言動をいう。

(セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、虐待、いじめ、体罰など)

(責務)

第3条 責務として次のとおりとする。

(1)教職員、児童生徒、および本校関係者はハラスメントをしてはならない。

(2)学校長は、ハラスメントに対して厳しい姿勢で臨み、ハラスメントを生む環境であればハラスメントを発生しない学習・教育環境および労働環境を作らなければならない。また、ハラスメントに関して理解啓発のための研修を行わなければならない。

第2章 ハラスメント防止関連委員会等の設置

(委員会等)

第4条 本校にはハラスメント防止のため、次の委員会等を設置する。

(1)ハラスメント防止対策委員会（以下、防止対策委員会と呼ぶ）

(2)相談員

(3)事案検討委員会

第3章 防止対策委員会

(構成)

第5条 **防止対策委員会**の構成員は次のとおりとし、校長が要請する。

(1) 委員長は副校長、副委員長は教頭とする。

(状況によっては、校長が他の構成員から委員長ならびに副委員長を要請する。)

(2) 事務長

(3) 相談員

(4) 部門・課程・学部リーダーおよびグループリーダー

(5) 校長が要請する者（その他の企画会メンバー）

(任務)

第6条 防止対策委員会は、次の各号に掲げる活動を通して、ハラスメントの防止及び排除の措置をとらなければならない。

(1) ハラスメント防止に関する情報提供及び啓発活動

(2) ハラスメント防止に関する施策の立案・実施・検証・修正

(3) ハラスメントに関する教職員研修の企画・実施

(4) ハラスメントについて校長から諮問のあった事項

(5) ハラスメントに関する相談・通報への対応

(6) ハラスメントの判断と情報収集

(7) ハラスメント事案への対応検討・決定・報告

(8) ハラスメント事案の記録・報告

(運営)

第7条 防止対策委員会の招集は委員長が行い、その議長となる。

(1) ハラスメントと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急に開催する。

第4章 相談員

(委嘱)

第8条 相談員は次の各号の基準に基づき選出し、校長が委嘱する。

- (1) 各部門・課程・学部リーダー (計6名)
- (2) サポート・スタディグループ相談担当者から校長が委嘱した者 若干名

(任務)

第9条 相談員の任務は、次のとおりとする。

- (1) ハラスメントの被害をうけた旨の申し立てがあった場合、直ちに相談に応じ、申立人自身で意志決定できるよう支援すること。
- (2) 相談員は、受理した事案が重大で緊急の措置が必要であると認めたときは、直ちに事案検討委員会に状況を報告し、当該事案の処理を付託すること。
- (3) ハラスメントを防止し、かつ啓発するために必要な活動を行うこと。

(報告)

第10条 相談員はハラスメントについて、相談に応じた内容及び対応の経緯について、防止対策委員会を経由して校長に報告しなければならない。

第5章 事案検討委員会

(構成)

第11条 事案検討委員会の構成員は次のとおりとし、校長が要請する

- (1) 委員長は副校長、副委員長は教頭とする。
(状況によっては、校長が他の構成員から委員長ならびに副委員長を要請する。)
- (2) 相談員代表
- (3) 該当する部門・課程・学部リーダー、生徒指導担当
- (4) 校長が推薦する者 若干名

(任務)

第12条 事案検討委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 相談員から付託された事案に関し、必要に応じて調査を行い、ハラスメントの有無について事実認定すること。
- (2) 調査の結果およびそれに基づく事案認定に関する判断を校長に報告し、被害の救済および環境改善のためとるべき措置について検討する。
- (3) 調査によって明らかになった事実関係について、関係者に報告する。
- (4) その他ハラスメントの防止に必要とされること。

(運営)

第13条 事案検討委員会の運営は次のとおりとする。

- (1) 事案検討委員会の招集は委員長が行い、その議長となる。
- (2) 委員長は第9条第2項の報告を受けた場合は、直ちに事案検討委員会を招集しなければならない。

第6章 守秘義務

第14条 この規定に関わる者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 任期中および退任後も、任務において知り得た事項を他に漏らさないこと。
- (2) 当事者の名誉およびプライバシー等人格権を侵害することのないよう慎重に行動すること
- (3) 当事者が児童生徒の場合は、特に留意し、状況により必要な措置を講じること。

第7章 補則

第15条 この規定の改廃は、企画会議が行う。

附則 この規定は、平成25年4月1日から施行する。
平成28年4月1日 一部改正。
平成29年4月1日 一部改正。
平成30年2月1日 一部改正。
平成31年4月1日 一部改正。

校内ハラスメント防止・相談体制

